

子ども手当が

始まりました!

平成22年4月分から、これまでの「児童手当」に代わり「子ども手当」が支給されます。「子ども手当」は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するという趣旨のもとに始まりました。

中学生も
支給の対象に!

受給資格者

毛呂山町で住民登録または外国人登録（短期滞在者を除く）をしている人で、中学校修了前（15歳到達後の最初の3月31日まで）の子どもを養育している人

支給額

支給対象の子ども1人につき月額1万3千円
※所得制限は設けられていません。

支払時期

2月・6月・10月に、それぞれの前月分まで支払われます。

手続きが必要なとき

- ・ 出産したとき
- ・ 第2子以降の出産や養育発生などにより対象の子どもが増えたとき

- ・ 振込先金融機関、口座番号を変更するとき（子どもの口座は、登録できません）
- ・ 子どもを養育しなくなったとき
- ・ 退職などで加入年金が変わったとき

必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 受給資格者の保険証
- ・ 受給資格者名義の金融機関の普通預金の口座番号など（受給資格者の状況により、関係書類を提出いただく場合があります）

手続きに関する注意事項

- ・ 子ども手当が認定された場合、認定請求をした日の属する月の翌月分から支給されます。認定請求が遅れた場合、遡っての支給はできません。
- ・ 出生の場合は出生日の翌日から15

日以内に、転入の場合は転入予定日の翌日から15日以内に申請してください。

- ・ 公務員（独立行政法人などの勤務者を除く）は勤務先に認定請求をしてください。

現況届の提出

受給資格確認のため、毎年6月に現況届を提出していただきます。提出がない場合は、6月分以降の子ども手当を一時保留とさせていただきますのでご注意ください。

平成22年度の子ども手当について

本年3月までに児童手当を受給している人および本年度受給対象となる人には、該当する要件の書類を送付しています。お早めに手続きをお願いします（手続きが必要な人で、



「子ども手当」と「児童手当」との主な違い

項目	児童手当 (平成22年3月分まで)	子ども手当 (平成22年4月分から)
支給対象児童	小学校修了前 (小学6年生)まで	中学校修了前 (中学3年生)まで
支給額 (月額)	第1・2子 10,000円(3歳未満) 5,000円(3歳以上)	13,000円(一律)
	第3子以降 10,000円	
所得制限	あり	なし



問 役場子ども課児童係 ☎2951
2112 内線 113、114

町では、子どもたちの健やかな成長を支援するため、子ども手当のほかにも、こども医療費の支給事業などを行っています。下記に該当する場合は、申請や現況届などの手続きが必要となりますので、お早めにご手続きをお願いします。

子どもたちの健やかな成長を支援します！

子ども手当の全部または一部の支給を受けずに、これを町に寄附して子ども・子育て支援の事業のために活かしてほしいという人には、簡便に寄附を行うことができる手続きもありますので、役場子ども課までお問い合わせください。

子ども手当の寄附について

認定請求書を平成22年9月30日まで提出した場合は、4月分（さかのぼ）に遡って支給します。それ以降は、認定請求月の翌月から支給となりますので、ご注意ください。

◆児童関係の手当など◆

事業名	対象者	支給額	支給申請
児童扶養手当	18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童を養育している家庭（母子など）で公的年金を受給していない人に支給されます。 【所得制限あり】	1人/月額41,720円 （一部支給41,710円～9,850円） 2人/1人の場合の月額に、月額5,000円を加算 3人以上/2人の場合の月額に、1人につき月額3,000円を加算 ※所得額により一部支給となる場合があります。	受給資格が生じた場合、認定請求書を提出し、認定を受けてください。認定を受けないと、手当は受けられません。
特別児童扶養手当	精神または心身に障害のある20歳未満の児童を養育している人に支給されます。 【所得制限あり】	1級（重度）/月額（1人につき）50,750円 2級（中度）/月額（1人につき）33,800円	【手当の支給は認定請求をした日の翌月からとなります】
こども医療費支給	15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童が保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	受給資格が生じた場合、受給資格の登録申請をしてください。登録がない場合は医療費の請求はできません。 【受給資格は登録申請をした日から有効となります】
ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭などで18歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童および児童を養育している人が、保険診療で病院などにかかった場合に支給されます。 【所得制限あり】	医療費の自己負担額の一部が支給されます。	

※児童扶養手当、特別児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費を受給している人は、現況届の提出が必要です。現況届は毎年所得状況や養育状況などを確認するためのものですので、町から現況届が送付されたら必要事項を記入のうえ、必ず提出してください。【現況届の提出がない場合は、手当などの支給が受けられません】

◆その他支援◆

事業名	内容	貸付金の種類	問合せ先
母子および 寡婦福祉資金 貸付制度	母子家庭の母親および寡婦の人の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために、必要な資金を、無利子または低利でお貸しします。 【一部所得制限あり】	事業開始資金／事業継続資金／修学資金／技能習得資金／修業資金／就職支度資金／医療介護資金／生活資金／住宅資金／転宅資金／就学資金／結婚資金	資金内容・貸付限度額・利率・償還期間などの詳しい内容は、役場子ども課または埼玉県西部福祉事務所（☎283-6780）にお問い合わせください。
事業名	内容	問合せ先	
短期入所 生活援助事業	保護者が疾病、疲労その他の身体上もしくは精神上または環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合に、施設において必要な保護を行い、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としています。	役場子ども課児童係（☎295-2112 内線 113、114） ※利用に関しては、事前相談が必要となります。	